

## 共同研究・受託研究・学術指導・受託研究員について

本件に関するお問い合わせ  
産学連携課 産学連携第1、第2契約グループ  
E-MAIL: san.kyo@jim.titech.ac.jp  
TEL:03-5734-3807

企業の研究者と東工大の教員とが行う研究の連携について、  
制度としてご用意しているものです。以下に、各制度の違いを表で示します。  
(なお、表中の「教員」は、東工大の教員を示します)。

	共同研究	受託研究	学術指導	受託研究員
研究課題 (指導内容)	企業・教員双方が協議の上、定めた課題	企業が想定し、教員が了解した課題	企業内の課題	以下のいずれか (1) 企業内の課題 (2) 教員が設定
教員の役割	課題に沿った研究を、 役割分担して行うことも、 同じ場所で一緒に研究を進めることもある。※2	課題に沿った研究を行う	アドバイス・指導※4 を行う	東工大における 研究活動を指導する
企業の研究者 の役割		なし	受けたアドバイスを 自社課題に生かして 研究開発等を進める	受託研究員が、 教員の指導の下、研究課 題に沿って研究を行う
得られるもの	双方が作成する研究成果 (研究内容)の報告書	教員が作成する研究成果 (研究内容)の報告書	企業内の成果	研究員が得る 研究成果、技術、知見
知的財産 ※1	発明者が誰なのかによっ て権利所有機関を確定す る。その取扱は、契約書で 定める。	発明者は東工大の研究者 のみで、東工大が権利を有 する(原則)。取扱は、契約書 で定める。	発明が生じた際に 協議する。	受託研究員の発明は、 企業の権利となる。
経費	教員が当該共同研究を遂 行するために用いる経費 (直接経費)に間接経費を 上乗せした額を、企業が 負担する。 民間等共同研究員※2が 居る場合は、「研究料※3」 が上乗せとなる。	教員が当該受託研究を遂 行するために用いる経費 (直接経費)に間接経費を 上乗せした額を、企業が 負担する。	教員が指導のために割く 時間相当分※5を指導料 として、企業に納付いた だく。契約時に指導期間と指 導回数(時間数)を決める。 教員が、指導のために企 業に向く際の交通費は、 企業が別途、負担する。	受託研究員の指導料と して「研究料※3」を企 業が負担する。
特別試験研究費 税額控除制度の 適用	あり	あり	なし	なし
間接経費	直接経費の30% (概ね総額内の23%)	直接経費の30% (概ね総額内の23%)	指導料内の23%	研究料内の23%

### ※1 知的財産:

いずれの制度でも、発明者の所属機関が権利を有する。  
(東工大では、発明者が権利を譲渡する手続きが必要 → P.12で詳細を説明)  
その後の取扱を契約書に記載しておく、または、その都度協議する。

### ※2 民間等共同研究員(研究実施場所):

企業の研究者が東工大内で研究を行うこともできる。  
その際の学内身分は「民間等共同研究員」である。

### ※3 研究料:

研究料は、民間等共同研究員または受託研究員1名につき、  
月額71,500円(税込)に受け入れ期間に応じた月数を乗じた額である。  
(例)2021.4.16~2021.6.15は2か月分143,000円 各研究員の受け入れ  
時期・受け入れ期間は、受け入れ教員の承諾の上、任意に決められる。

### ※4 アドバイス・指導の内容:

企業内の課題に対するアドバイスの一環として、教員が有する装置(自  
作などで、他には無い装置)での測定を行うことも含む。  
単純な測定依頼の受託や、装置の貸し出しではない。  
教員が企業研究者を対象に講義・講演を行うことも、学術指導制度とし  
て出来る。

### ※5 指導の時間:

教員の時間は、アドバイスのために必要な資料作成、電話、メール作成  
等の時間を含む。  
時間単価は、東工大と企業との協議で決定する。